

東京行政書士政治連盟 練馬支部細則 平成30年度改定案

第1条(名称)

本支部は、東京行政書士政治連盟練馬支部(以下「支部」と称する)とする。

第2条(目的)

支部は、東京行政書士政治連盟(以下「東政連」と称する)に加入している会員(以下「会員」という。)相互の緊密な協力により行政書士制度の発展と円滑な行政に寄与するための政治活動を図ることを目的とする。

第3条(組織)

支部は東政連支部設置規則第3条第1項別紙に基づき東京都議練馬区内に事務所を置き行政書士法第6条第1項に規定する行政書士名簿に登録している会員をもって組織する。

第4条(事務所)

支部の事務所は、支部長の定める事務所内に置くものとする。

第5条(支部の事業)

支部は、次の事業を行なうものとする

- 1 行政書士業務の発展充実を図るための政治活動
- 2 議員(国・地方の首長を含む。)候補者の推薦
- 3 推薦候補者の選挙応援活動
- 4 東政連との連絡調整
- 5 その他支部において必要と認めた事項

第6条(役員)

支部に次の役員を置く

- 1 支部長1名
- 2 副支部長5名以内(うち会計を含む)
- 3 理事10名以内
- 4 監査2名以内(他の役員と兼務することはできない)

第7条(役員の仕事及び報告)

役員は、大会において会員から選任する。

- 1 支部長は、支部を代表して第5条の事業を行う。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その業務を代理または、代行する。
- 3 理事は、支部長、副支部長と役員会を構成し、業務の執行を決定する
- 4 監査は、支部の会計を監査し役員会に出席することができる。
- 5 大会において選任された役員及び議事録については、大会終了後1か月以内に会長に報告するものとする。

第8条(顧問及び相談役)

支部に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は役員会の承認を得て支部長が委嘱し、その任期は支部長と同一とする。
- 3 顧問、相談役は、役員会に出席することができる。

第9条(役員任期)

本会支部役員任期と同一とする。

第10条(役員会)

役員会は、必要に応じて支部長が招集する。

第11条(代議員の数および選出)

支部に代議員を置く。

代議員は毎年4月1日現在の会員数を基準とし、東政連規約施行規則第6条に定める人員を選出することとし過不足については、役員会で調整する。

- 2 支部長は前項の結果を4月25日までに東政連会長に報告するものとする。

第12条(代議員の職務)

代議員は、東政連大会に出席し、その議決権を行使するとともに、支部活動に積極的に参加するものとする。

第13条(代議員任期)

代議員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第14条(大会の種類)

大会は、定期大会及び臨時大会とする。

- 2 定期大会は毎年4月25日までに開く。
- 3 臨時大会は必要に応じて開くものとする。

第15条(大会の定足数)

会員総数の3分の1以上の出席(委任状も含む)がなければ大会を開くことが出来ない。

第16条(大会の議決事項)

次に掲げる事項は、大会の議決を得なければならない。

- 1 支部細則の変更に関する事項
- 2 支部役員を選任及び解任に関する事項
- 3 支部決算及び予算に関する事項
- 4 その他大会が審議することを適当と決定した事項

第17条(議決)

支部大会及び支部役員会は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第18条(会計)

支部会費は徴収せずに、東政連の交付金その他を持って当てる。

第19条(会計年度)

支部の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条(補則)

本細則にない事項については、役員会で決定する。

附則

- 1 この支部細則は平成20年4月23日から施行する。
- 2 この支部細則は平成30年4月19日一部改正し、平成30年 月 日より施行する。